

令和 8 年 5 月 1 日

事業主 殿

熊野尾鷲労働基準協会長

ハーネス式墜落制止用器具特別教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて 墜落・転落による労働災害防止するため平成 30 年 6 月 19 日労働安全衛生規則等の改正が行われ「墜落制止用器具を用いて作業に係る業務の特別教育(以下、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」という)の実施が義務づけられ、令和元年 2 月 1 日に施行されました。

協会ではこの特別教育を下記の通り計画しました。

この機会に関係従業員を受講させていただきよう、ご案内申し上げます。

記

1	日 時	令和 8 年 7 月 8 日(水) 午前 8 時 50 分から午後 4 時 40 分
2	会 場	熊野建設業会館2階研修室 熊野市井戸町 351-2
3	受 講 料	テキスト代を含む
		(イ)会員(労基協、林材防、建災防熊野分会・尾鷲分会) 1 名 10,000円 (ロ)非会員事業場 1 名 13,000円
	一部科目省略対象者受講料	※足場の組立等特別教育修了証又はロープ高所作業特別教育修了証を持っておられる方は規定により一部科目を省略できます。 (足場組立等作業主任者技能講習修了者は科目省略対象にはなりません)別紙カリキュラムをご覧ください。 申込時に修了証のコピーを提出してください。 (イ)会員(労基協、林材防、建災防熊野分会・尾鷲分会) 1 名 9,000円 (ロ)非会員事業場 1 名 12,000円
4	定 員	30 名(申し込み順に受け付けます)※状況により人数制限する場合があります。
5	修了証の交付	所定時間、受講された方に修了証を交付いたします。
6	申込方法	別紙申込書に受講料を添えて現金書留で郵送するか、又は直接持参してください。或いは、申込書を FAX 又は郵送して、受講料等は振込でも結構です。なお、受講申込受付後の取消等による受講料等の返金は事務処理上できかねますので、ご承知ください。但し、受講者の入れ替えには応じます。
7	申込期限	令和 8 年 7 月 1 日(水)
8	申込及び問合先	熊野尾鷲労働基準協会事務局 電話 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007
9	受講の注意事項	(1) 受付は、講習開始の10分前に終わってください。
		(2) 実技がありますので作業服等を着用してください
		(3) 携行品は筆記用具、ノート
		(4) テキストは、当日会場受付にてお渡しします。

◆受講料振込先:百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会

ハーネス式墜落制止用器具特別教育カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会

開催日：令和 8年 7月 8日（水）

場 所：熊野建設業会館2階研修室 熊野市井戸町 351-2

時 間	教育内容	講師等
8:40～8:50	受付	熊野尾鷲労働基準協会
8:50～9:00	開講あいさつ	熊野労働基準監督署
9:00～10:00	作業に関する知識	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
10:00～10:10	休憩	
10:10～12:20 途中10分休憩	墜落制止用器具に関する知識	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
12:20～13:20	昼休憩	
13:20～13:50	関係法令	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
13:50～14:00	休憩	
14:00～15:30	実技： 墜落制止用器具の使用方法等	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
15:30～15:40	休憩（一部省略者に修了証交付）	熊野尾鷲労働基準協会
15:40～16:40	労働災害の防止に関する知識	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
16:40～16:50	修了式	熊野尾鷲労働基準協会 奥田 喜丈